

契約情報の公表について(随意契約)

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 703,393,776円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 723,893,410円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 458,458,714円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三井住友銀行 東京都千代田区丸の内1-1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 886,852,248円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 442,122,951円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北海道銀行 北海道札幌市中央区大通西4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 162,442,329円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 青森銀行 青森県青森市橋本1-9-30 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 34,732,235円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | みちのく銀行 青森県青森市勝田1-3-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 69,768,149円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 秋田銀行 秋田県秋田市山王3-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 23,948,592円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北都銀行 秋田県秋田市中通3-1-41 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 21,204,569円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 荘内銀行 山形県鶴岡市本町1-9-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 27,656,319円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山形銀行 山形県山形市七日町3-1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 21,236,367円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岩手銀行 岩手県盛岡市中央通1-2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 63,492,871円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東北銀行 岩手県盛岡市内丸3-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,804,666円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 七十七銀行 宮城県仙台市青葉区中央3-3-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 207,089,296円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東邦銀行 福島県福島市大町3-25 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 68,107,113円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 群馬銀行 群馬県前橋市元総社町194 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 74,655,220円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 足利銀行 栃木県宇都宮市桜4-1-25 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 79,153,295円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 常陽銀行 茨城県水戸市南町2-5-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 83,594,200円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 筑波銀行 茨城県土浦市中央2-11-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 34,112,698円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 武蔵野銀行 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 46,386,549円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉港1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 208,019,165円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 千葉興業銀行 千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 35,809,639円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京都民銀行 東京都港区六本木2-3-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,830,539円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 274,751,202円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 第四銀行 新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 35,056,993円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北越銀行 新潟県長岡市大手通2-2-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 23,220,387円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内1-20-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 26,141,441円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 八十二銀行 長野県長野市大字中御所字岡田178-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 40,049,995円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北陸銀行 富山県富山市堤町通り1-2-26 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 73,139,193円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 富山銀行 富山県高岡市守山町22 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,563,823円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北國銀行 石川県金沢市下堤町1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 29,664,221円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福井銀行 福井県福井市順化1-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,472,772円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静岡銀行 静岡県静岡市葵区呉服町1-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 91,882,276円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | スルガ銀行 静岡県沼津市通横町23 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 16,367,758円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 清水銀行 静岡県静岡市清水区富士見町2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,709,953円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大垣共立銀行 岐阜県大垣市郭町3-98 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 65,044,037円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 十六銀行 岐阜県岐阜市神田町8-26 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 51,311,817円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三重銀行 三重県四日市市西新地7-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,529,231円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 百五銀行 三重県津市岩田21-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 59,623,110円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 滋賀銀行 滋賀県大津市浜町1-38 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 36,146,644円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京都銀行 京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 23,136,032円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 近畿大阪銀行 大阪府大阪市中央区城見1-4-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 19,973,336円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 池田泉州銀行 大阪府大阪市北区茶屋町18-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 80,389,275円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 南都銀行 奈良県奈良市橋本町16 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 46,493,146円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 紀陽銀行 和歌山県和歌山市本町1-35 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 37,533,143円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 但馬銀行 兵庫県豊岡市千代田町1-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,935,630円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鳥取銀行 鳥取県鳥取市永楽温泉町171 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,718,008円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山陰合同銀行 島根県松江市魚町10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 32,053,794円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 66,108,011円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島銀行 広島県広島市中区紙屋町1-3-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 124,911,721円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山口銀行 山口県下関市竹崎町4-2-36 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 48,102,375円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 阿波銀行 徳島県徳島市西船場町2-24-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,143,594円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 百十四銀行 香川県高松市亀井町5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 24,633,046円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 伊予銀行 愛媛県松山市南堀端町1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 28,040,727円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 四国銀行 高知県高知市南はりまや町1-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,911,653円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福岡銀行 福岡県福岡市中央区天神2-13-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 79,839,043円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 筑邦銀行 福岡県久留米市諏訪野町2456-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,750,759円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 佐賀銀行 佐賀県佐賀市唐人2-7-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 49,773,813円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 十八銀行 長崎県長崎市銅座町1-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 18,436,657円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 親和銀行 長崎県佐世保市島瀬町10-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 23,917,564円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 肥後銀行 熊本県熊本市中央区紺屋町1-13-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 75,720,156円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分銀行 大分県大分市府内町3-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 40,444,223円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮崎銀行 宮崎県宮崎市橋通東4-3-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 37,338,142円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿児島銀行 鹿児島県鹿児島市金生町6-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 86,327,007円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 琉球銀行 沖縄県那覇市久茂地1-11-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,282,510円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 沖縄銀行 沖縄県那覇市久茂地3-10-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,635,306円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多駅前3-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 136,136,511円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北九州銀行 福岡県北九州市小倉北区堺町1-1-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,514,527円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三菱UFJ信託銀行 東京都千代田区丸の内1-4-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 22,057,280円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | みずほ信託銀行 東京都中央区八重洲1-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,291,753円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三井住友信託銀行 東京都千代田区丸の内1-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 29,834,414円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北洋銀行 北海道札幌市中央区大通西3-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 169,583,536円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | きらやか銀行 山形県山形市旅籠町3-2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,593,844円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北日本銀行 岩手県盛岡市中央通1-6-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,363,988円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 仙台銀行 宮城県仙台市青葉区一番町2-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 38,894,599円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福島銀行 福島県福島市万世町2-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 21,128,790円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大東銀行 福島県郡山市中町19-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,201,696円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東和銀行 群馬県前橋市本町2-12-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 21,018,326円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 栃木銀行 栃木県宇都宮市西2-1-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 22,922,156円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京葉銀行 千葉県千葉市中央区富士見1-11-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 64,839,193円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東日本銀行 東京都中央区日本橋3-11-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,767,265円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京スター銀行 東京都港区赤坂2-3-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,769,351円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 神奈川銀行 神奈川県横浜市中区長者町9-166 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,308,279円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大光銀行 新潟県長岡市大手通1-5-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,211,403円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長野銀行 長野県松本市渚2-9-38 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,864,275円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 富山第一銀行 富山県富山市総曲輪2-2-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,475,563円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福邦銀行 福井県福井市順化1-6-9 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,913,970円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静岡中央銀行 静岡県沼津市大手町4-76 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,528,217円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 愛知銀行 愛知県名古屋市中区栄3-14-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 27,719,527円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 名古屋銀行 愛知県名古屋市中区錦3-19-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 42,369,361円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中京銀行 愛知県名古屋市中区栄3-33-13 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 15,013,847円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 第三銀行 三重県松阪市京町510 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,754,728円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 関西アーバン銀行 大阪府大阪市中央区西心斎橋1-2-4 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 19,704,109円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大正銀行 大阪府大阪市中央区今橋2-5-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,375,598円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | みなと銀行 兵庫県神戸市中央区三宮町2-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 110,270,201円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 島根銀行 島根県松江市東本町2-35 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,894,845円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | トマト銀行 岡山県岡山市北区番町2-3-4 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,796,943円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | もみじ銀行 広島県広島市中区胡町1-24 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 52,295,297円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西京銀行 山口県周南市平和通1-10-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,725,138円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 徳島銀行 徳島県徳島市富田浜1-16 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,599,029円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 香川銀行 香川県高松市亀井町6-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,528,085円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 愛媛銀行 愛媛県松山市勝山町2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,833,805円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高知銀行 高知県高知市堺町2-24 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,937,092円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福岡中央銀行 福岡県福岡市中央区大名2-12-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,809,414円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 佐賀共栄銀行 佐賀県佐賀市松原4-2-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,841,428円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長崎銀行 長崎県長崎市栄町3-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,429,597円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 熊本銀行 熊本県熊本市中央区水前寺6-29-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 15,709,308円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊和銀行 大分県大分市王子中町4-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,400,395円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮崎太陽銀行 宮崎県宮崎市広島2-1-31 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,524,375円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 南日本銀行 鹿児島県鹿児島市山下町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 18,026,935円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 八千代銀行 東京都新宿区新宿5-9-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,973,423円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 札幌信用金庫 北海道札幌市中央区南二条西3-15-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,735,298円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 室蘭信用金庫 北海道室蘭市海岸町1-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,817,422円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 空知信用金庫 北海道岩見沢市三条西6-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,571,796円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 苫小牧信用金庫 北海道苫小牧市表町3-1-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,933,508円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北門信用金庫 北海道滝川市本町1-2-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,385,783円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 伊達信用金庫 北海道伊達市梅本町39-30 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,777,804円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日高信用金庫 北海道浦河郡浦河町大通2-31-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,208,102円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 函館信用金庫 北海道函館市大手町2-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,132,741円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 渡島信用金庫 北海道茅部郡森町字御幸町115 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,849,386円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 江差信用金庫 北海道檜山郡江差町字本町132 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,624,935円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 小樽信用金庫 北海道小樽市稲穂1-4-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,210,411円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北海信用金庫 北海道余市郡余市町黒川町4-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,014,086円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 旭川信用金庫 北海道旭川市4条通8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,339,674円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 稚内信用金庫 北海道稚内市中央3-9-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,049,883円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 留萌信用金庫 北海道留萌市花園町2-1-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,423,176円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北星信用金庫 北海道名寄市西2条南5-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,626,803円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 帯広信用金庫 北海道帯広市西三条南7-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,508,865円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 釧路信用金庫 北海道釧路市北大通8-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,372,557円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大地みらい信用金庫 北海道根室市梅ヶ枝町3-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,187,071円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北見信用金庫 北海道北見市大通東1-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,783,871円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 網走信用金庫 北海道網走市南4条西1-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,102,789円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 遠軽信用金庫 北海道紋別郡遠軽町大通南1-1-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,610,101円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 青い森信用金庫 青森県八戸市大字八日町18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,349,216円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 秋田信用金庫 秋田県秋田市大町3-3-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,200,084円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 羽後信用金庫 秋田県由利本荘市本荘24 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,563,431円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鶴岡信用金庫 山形県鶴岡市馬場町1-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,488,090円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 盛岡信用金庫 岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,759,383円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮古信用金庫 岩手県宮古市向町2-46 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,124,251円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 一関信用金庫 岩手県一関市幸町5-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,513,902円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 水沢信用金庫 岩手県奥州市水沢区字日高西71-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,342,243円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 社の都信用金庫 宮城県仙台市青葉区国分町3-1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,412,411円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮城第一信用金庫 宮城県仙台市青葉区中央3-5-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,384,982円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 石巻信用金庫 宮城県仙台市中央3-6-21 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,895,620円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 仙南信用金庫 宮城県白石市沢端町1-45 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,286,114円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 気仙沼信用金庫 宮城県気仙沼市八日町2-4-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,936,133円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 郡山信用金庫 福島県郡山市清水台2-13-26 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,681,894円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 白河信用金庫 福島県白河市大手町14-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,645,556円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 須賀川信用金庫 福島県須賀川市宮先町31 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,650,191円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | ひまわり信用金庫 福島県いわき市平称宜町3-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 10,276,833円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | あぶくま信用金庫 福島県南相馬市原町区栄町2-4 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,710,720円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福島信用金庫 福島県福島市万世町1-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,800,864円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高崎信用金庫 群馬県高崎市飯塚町1200-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,965,633円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 桐生信用金庫 群馬県桐生市錦町2-15-21 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,538,992円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | アイオー信用金庫 群馬県伊勢崎市中央町20-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,174,637円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北群馬信用金庫 群馬県渋川市石原203-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,345,223円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | しのめ信用金庫 群馬県富岡市富岡1123 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,220,653円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 足利小山信用金庫 栃木県足利市井草町2407-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,789,718円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 栃木信用金庫 栃木県栃木市萬町9-28 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,837,124円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿沼相互信用金庫 栃木県鹿沼市上田町2331 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,880,073円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大田原信用金庫 栃木県大田原市中央1-10-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,646,434円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鳥山信用金庫 栃木県那須烏山市中央2-4-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,750,164円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 水戸信用金庫 茨城県水戸市城南2-2-21 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,896,552円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 結城信用金庫 茨城県結城市大字結城557 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,623,183円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 埼玉縣信用金庫 埼玉県熊谷市本町1-130-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,804,279円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 川口信用金庫 埼玉県川口市栄町3-9-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,041,563円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 青木信用金庫 埼玉県川口市中青木2-13-21 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,472,348円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 飯能信用金庫 埼玉県飯能市栄町24-9 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,065,034円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 千葉信用金庫 千葉県千葉市中央区中央2-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 15,328,884円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 銚子信用金庫 千葉県銚子市双葉町5-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,172,447円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京ベイ信用金庫 千葉県市川市市川1-23-28 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,471,385円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 館山信用金庫 千葉県館山市北条1634 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,564,460円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 佐原信用金庫 千葉県香取市佐原イ525 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,414,036円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 横浜信用金庫 神奈川県横浜市中区尾上町2-16-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,169,790円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | かながわ信用金庫 神奈川県横須賀市大滝町1-28 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,316,944円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 湘南信用金庫 神奈川県横須賀市大滝町2-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,556,546円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 川崎信用金庫 神奈川県川崎市川崎区砂子2-11-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,501,322円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 平塚信用金庫 神奈川県平塚市紅谷町11-19 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,986,462円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | さがみ信用金庫 神奈川県小田原市本町2-9-25 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,958,465円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中南信用金庫 神奈川県中郡大磯町大磯1133-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,036,108円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | さわやか信用金庫 東京都港区三田5-21-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,987,092円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 芝信用金庫 東京都港区新橋6-23-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,255,183円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京東信用金庫 東京都墨田区東向島2-36-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,229,448円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西武信用金庫 東京都中野区中野2-29-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,025,436円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 城北信用金庫 東京都荒川区荒川3-79-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,489,385円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 瀧野川信用金庫 東京都北区田端新町3-25-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,791,222円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 巢鴨信用金庫 東京都豊島区巢鴨2-10-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,172,508円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 青梅信用金庫 東京都青梅市勝沼3-65 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,893,040円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 多摩信用金庫 東京都立川市曙町2-8-28 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 10,715,986円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 新潟信用金庫 新潟県新潟市中央区西堀通五番町855-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,389,495円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三条信用金庫 新潟県三条市旭町2-5-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,404,263円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 新発田信用金庫 新潟県新発田市中央町3-2-21 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,131,008円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 上越信用金庫 新潟県上越市中央1-11-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,093,421円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 甲府信用金庫 山梨県甲府市丸の内2-17-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,816,705円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山梨信用金庫 山梨県甲府市中央1-12-36 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,259,550円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長野信用金庫 長野県長野市大字鶴賀133-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,343,064円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 松本信用金庫 長野県松本市丸の内1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,826,178円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 上田信用金庫 長野県上田市材木町1-17-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,945,162円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 諏訪信用金庫 長野県岡谷市郷田2-1-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,030,030円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 飯田信用金庫 長野県飯田市本町1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,576,873円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | アルプス中央信用金庫 長野県伊那市荒井3438-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,384,884円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 富山信用金庫 富山県富山市室町通り1-1-32 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,157,258円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 金沢信用金庫 石川県金沢市南町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,751,915円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | のと共栄信用金庫 石川県七尾市榎町35 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,501,508円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北陸信用金庫 石川県金沢市玉川町11-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,492,808円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福井信用金庫 福井県福井市市原2-3-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,626,518円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 敦賀信用金庫 福井県敦賀市本町1-11-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,068,219円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 越前信用金庫 福井県大野市日吉町2-19 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,471,538円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静岡信用金庫 静岡市葵区相生町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,181,500円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静清信用金庫 静岡県静岡市葵区昭和町2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,367,467円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 浜松信用金庫 静岡県浜松市中区元城町114-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,964,345円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三島信用金庫 静岡県三島市芝本町12-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,471,393円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 島田信用金庫 静岡県島田市本通3-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,703,224円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 磐田信用金庫 静岡県磐田市中泉578-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,437,679円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 焼津信用金庫 静岡県焼津市栄町3-5-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,082,126円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 掛川信用金庫 静岡県掛川市亀の甲2-203 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,059,097円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 遠州信用金庫 静岡県浜松市中区中沢町81-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,487,986円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岐阜信用金庫 岐阜県岐阜市神田町6-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,071,536円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大垣信用金庫 岐阜県大垣市恵比寿町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,844,638円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東濃信用金庫 岐阜県多治見市本町2-5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,256,244円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 関信用金庫 岐阜県関市東貨上12-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,461,865円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 八幡信用金庫 岐阜県郡上市八幡町新町961 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,155,291円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊橋信用金庫 愛知県豊橋市小畷町579 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,550,613円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岡崎信用金庫 愛知県岡崎市菅生町字元菅41 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 21,259,222円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | いちい信用金庫 愛知県一宮市若竹3-2-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,308,570円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 瀬戸信用金庫 愛知県瀬戸市東横山町119-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,760,491円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 半田信用金庫 愛知県半田市御幸町8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,070,945円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 知多信用金庫 愛知県半田市星崎町3-39-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,688,681円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊川信用金庫 愛知県豊川市末広通3-34-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,690,392円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊田信用金庫 愛知県豊田市元城町1-48 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,017,362円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 碧海信用金庫 愛知県安城市御幸本町15-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,547,664円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西尾信用金庫 愛知県西尾市寄住町洲田51 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,645,447円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 蒲郡信用金庫 愛知県蒲郡市元町5-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,983,201円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 尾西信用金庫 愛知県一宮市電屋1-4-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,012,624円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東春信用金庫 愛知県小牧市小牧3-178 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,197,598円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北伊勢上野信用金庫 三重県四日市市安島2-2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,256,665円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三重信用金庫 三重県松阪市朝日町1区16-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,491,451円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 桑名信用金庫 三重県桑名市大央町20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,472,482円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 滋賀中央信用金庫 滋賀県近江八幡市桜宮町198 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,122,469円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 湖東信用金庫 滋賀県東近江市青葉町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,472,075円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京都信用金庫 京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,142,396円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京都中央信用金庫 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 20,550,415円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京都市都信用金庫 京都府宮津市宇鶴賀2054-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,497,165円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大阪信用金庫 大阪府大阪市天王寺区上本町8-9-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,586,989円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大阪シティ信用金庫 大阪市中央区北浜 2-5-4 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,179,315円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北おおさか信用金庫 大阪府茨木市西駅前町9-32 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,177,233円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大和信用金庫 奈良県桜井市大字桜井281-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,297,662円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 奈良中央信用金庫 奈良県磯城郡田原本町132-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,800,445円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | きのくに信用金庫 和歌山県和歌山市本町2-38 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,537,758円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 神戸信用金庫 兵庫県神戸市中央区浪花町61 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,975,843円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 姫路信用金庫 兵庫県姫路市十二所前町105 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,250,287円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 播州信用金庫 兵庫県姫路市南駅前町110 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,226,791円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 兵庫信用金庫 兵庫県姫路市北条口3-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,331,199円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 尼崎信用金庫 兵庫県尼崎市開明町3-30 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,852,966円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日新信用金庫 兵庫県明石市本町2-3-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,118,371円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 淡路信用金庫 兵庫県洲本市宇山3-5-25 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,368,231円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西兵庫信用金庫 兵庫県丹波市山崎町山崎190 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,057,254円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中兵庫信用金庫 兵庫県丹波市水上町成松226-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,123,731円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 但陽信用金庫 兵庫県加古川市加古川町溝之口539 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,128,921円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鳥取信用金庫 鳥取県鳥取市栄町645 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,658,622円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 米子信用金庫 鳥取県米子市東福原2-5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,158,068円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日本海信用金庫 島根県浜田市殿町83-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,068,436円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 島根中央信用金庫 島根県出雲市今市町252-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,890,222円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | おかやま信用金庫 岡山県岡山市北区柳町1-11-21 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,484,576円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 水島信用金庫 岡山県倉敷市水島西常盤町8-23 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,698,140円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 玉島信用金庫 岡山県倉敷市玉島1438 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,792,730円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 備北信用金庫 岡山県高梁市正宗町1964-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,077,744円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島信用金庫 広島県広島市中区富士見町3-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,262,763円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 呉信用金庫 広島県呉市本通2-2-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,478,821円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | しまなみ信用金庫 広島県三原市港町1-8-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,025,593円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島みどり信用金庫 広島県庄原市西本町3-1-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,576,093円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 萩山口信用金庫 山口県山口市道場門前1-5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,086,288円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西中国信用金庫 山口県下関市細江町1-1-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,635,186円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東山口信用金庫 山口県防府市天神1-12-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,516,953円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高松信用金庫 香川県高松市瓦町1-9-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,049,061円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 愛媛信用金庫 愛媛県松山市一番町4-2-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,950,196円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福岡ひびき信用金庫 福岡県北九州市八幡東区 尾倉2-8-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,750,089円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大牟田柳川信用金庫 福岡県大牟田市有明町2-2-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,092,382円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 筑後信用金庫 福岡県久留米市東町35-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,177,923円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 飯塚信用金庫 福岡県飯塚市本町11-42 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,449,536円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大川信用金庫 福岡県大川市大字榎津 305-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,466,973円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 遠賀信用金庫 福岡県遠賀郡水巻町頃末 4-6-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,294,655円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 佐賀信用金庫 佐賀県佐賀市中央本町8-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,349,174円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 九州ひぜん信用金庫 佐賀県武雄市武雄町大字 富岡8894 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,046,092円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | たちばな信用金庫 長崎県諫早市八坂町1-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,393,078円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 熊本第一信用金庫 熊本県熊本市中央区花畑町10-29 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,922,082円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 熊本中央信用金庫 熊本県熊本市中央区大江本町1-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,304,473円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分信用金庫 大分県大分市大道町3-4-42 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,524,143円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分みらい信用金庫 大分県別府市駅前本町1-31 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,707,229円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 都城信用金庫 宮崎県都城市上町6-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,104,430円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高鍋信用金庫 宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,586,878円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 南郷信用金庫 宮崎県日南市吾田東4-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,110,271円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿児島信用金庫 鹿児島県鹿児島市名山町1-23 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,541,763円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿児島相互信用金庫 鹿児島県鹿児島市泉町2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,493,575円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 奄美大島信用金庫 鹿児島県奄美市名瀬幸町4-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,111,547円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北央信用組合 北海道札幌市中央区南1条西8-7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,517,565円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 札幌中央信用組合 北海道札幌市中央区南2条西2-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,012,303円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 釧路信用組合 北海道釧路市北大通9-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,718,405円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 青森県信用組合 青森県青森市大字浜田字玉川207-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,206,233円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 石巻商工信用組合 宮城県石巻市中央2-11-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,966,546円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 古川信用組合 宮城県相馬市古川十日町7-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,528,337円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福島県商工信用組合 福島県郡山市堂前町7-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,437,562円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | いわき信用組合 福島県いわき市小名浜花畑町2-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,933,051円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 相双五城信用組合 福島県相馬市中村字大町69 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,041,393円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 茨城県信用組合 茨城県水戸市大町2-3-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,623,404円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 群馬県信用組合 群馬県安中市原市668-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,591,646円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | ぐんまみらい信用組合 群馬県高崎市田町125 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,349,727円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 房総信用組合 千葉県茂原市高師町1-10-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,059,389円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 銚子商工信用組合 千葉県銚子市東芝町1-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,725,599円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 七島信用組合 東京都大島町元町4-1-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,486,625円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 新潟縣信用組合 新潟県新潟市中央区営所通一番町302-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,251,518円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山梨県民信用組合 山梨県甲府市相生1-2-34 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,837,047円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長野県信用組合 長野県長野市新田町1103-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,814,978円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 兵庫県信用組合 兵庫県神戸市中央区栄町通3-4-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,806,357円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 淡陽信用組合 兵庫県洲本市栄町1-3-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,757,090円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島市信用組合 広島県広島市中央区袋町3-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,263,071円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分県信用組合 大分県大分市中島西2-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,216,142円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿児島興業信用組合 鹿児島県鹿児島市東千石町17-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,502,141円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北海道労働金庫 北海道札幌市中央区北1条西5-3-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,378,610円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東北労働金庫 宮城県仙台市青葉区北目町1-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 54,649,860円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中央労働金庫 東京都千代田区神田駿河台2-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 85,172,080円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 新潟県労働金庫 新潟県新潟市中央区寄居町332-38 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,530,567円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長野県労働金庫 長野県長野市県町523 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,152,861円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静岡県労働金庫 静岡県静岡市葵区黒金町5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 20,908,383円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北陸労働金庫 石川県金沢市芳斉2-15-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,417,335円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東海労働金庫 愛知県名古屋市中区新栄1-7-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 18,266,201円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 近畿労働金庫 大阪府大阪市西区江戸堀1-12-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,792,584円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中国労働金庫 広島県広島市南区金屋町1-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 20,625,745円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 四国労働金庫 香川県高松市浜ノ町72-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,653,511円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 九州労働金庫 福岡県福岡市中央区大手門3-3-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 23,384,282円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 農林中央金庫 東京都千代田区有楽町1-13-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 53,597,353円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北海道信用農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北4条西1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 32,227,532円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岩手県信用農業協同組合連合会 岩手県盛岡市大通り1-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,255,345円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 茨城県信用農業協同組合連合会 茨城県水戸市梅香1-1-4 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,239,047円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 群馬県信用農業協同組合連合会 群馬県前橋市亀里町1310 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,526,042円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 埼玉県信用農業協同組合連合会 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-9 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,812,448円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 千葉県信用農業協同組合連合会 千葉県千葉市中央区新千葉3-2-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,597,644円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京都信用農業協同組合連合会 東京都立川市柴崎町3-5-25 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,492,651円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 神奈川県信用農業協同組合連合会 神奈川県横浜市中央区海岸通1-2-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 19,401,138円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山梨県信用農業協同組合連合会 山梨県甲府市飯田1-1-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,357,355円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|---|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長野県信用農業協同組合連合会 長野県長野市大字南長野北石堂町1177-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 16,126,322円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 新潟県信用農業協同組合連合会 新潟県新潟市中央区東中通1-189-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 10,208,975円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 石川県信用農業協同組合連合会 石川県金沢市古府1-220 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,385,467円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岐阜県信用農業協同組合連合会 岐阜県岐阜市宇佐南4-13-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,987,030円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静岡県信用農業協同組合連合会 静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,487,870円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 愛知県信用農業協同組合連合会 愛知県名古屋市中区錦3-3-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,196,553円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三重県信用農業協同組合連合会 三重県津市栄町1-960 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,300,430円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 兵庫県信用農業協同組合連合会 兵庫県神戸市中央区海岸通1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,436,317円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 和歌山県信用農業協同組合連合会 和歌山県和歌山市美園町5-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,121,098円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 島根県信用農業協同組合連合会 島根県松江市殿町19-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,623,481円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島県信用農業協同組合連合会 広島県広島市中区大手町4-6-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,903,266円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山口県信用農業協同組合連合会 山口県山口市小郡下郷2139 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,759,340円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 徳島県信用農業協同組合連合会 徳島県徳島市北佐古一番町5-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,163,404円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 香川県信用農業協同組合連合会 香川県高松市寿町1-3-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,702,736円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 愛媛県信用農業協同組合連合会 愛媛県松山市南堀端町2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,594,421円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高知県信用農業協同組合連合会 高知県高知市北御座2-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,548,786円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福岡県信用農業協同組合連合会 福岡県福岡市中央区天神4-10-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,580,163円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 佐賀県信用農業協同組合連合会 佐賀県佐賀市栄町2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,267,170円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分県信用農業協同組合連合会 大分県大分市舞鶴町1-4-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,810,438円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮崎県信用農業協同組合連合会 宮崎県宮崎市霧島1-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,112,176円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿児島県信用農業協同組合連合会 鹿児島県鹿児島市鴨池新町15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 21,395,538円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北海道信用漁業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北3条西7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,752,490円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|----------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 青森県信用漁業協同組合連合会 青森県青森市安方1-1-32 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,121,530円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岩手県信用漁業協同組合連合会 岩手県盛岡市内丸16-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,092,171円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮城県漁業協同組合 宮城県石巻市開成1-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,103,585円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長崎県信用漁業協同組合連合会 長崎県長崎市五島町2-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,937,455円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮崎県信用漁業協同組合連合会 宮崎県宮崎市港2-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,039,783円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | ファミリーライフサービス 東京都武蔵野市境2-12-13 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,436,120円 |
| 機構融資に係る業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日本モーゲージサービス 東京都港区西新橋3-7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | 基本管理回収手数料 175円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,697,198円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,419,434,299円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 132,946,224円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県庁管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 859,110,058円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三井住友銀行 東京都千代田区丸の内1-1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 166,432,839円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 211,871,866円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北海道銀行 北海道札幌市中央区大通西4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,149,650円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 青森銀行 青森県青森市橋本1-9-30 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,490,275円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | みちのく銀行 青森県青森市勝田1-3-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,341,883円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 秋田銀行 秋田県秋田市山王3-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,307,482円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北都銀行 秋田県秋田市中通3-1-41 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,256,781円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 荘内銀行 山形県鶴岡市本町1-9-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 25,600,833円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山形銀行 山形県山形市七日町3-1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,966,255円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東北銀行 岩手県盛岡市内丸3-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,833,584円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 七十七銀行 宮城県仙台市青葉区中央3-3-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,905,761円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東邦銀行 福島県福島市大町3-25 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,496,481円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 群馬銀行 群馬県前橋市元総社町194 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 64,574,281円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 足利銀行 栃木県宇都宮市桜4-1-25 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 17,928,028円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 常陽銀行 茨城県水戸市南町2-5-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,531,191円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 筑波銀行 茨城県土浦市中央2-11-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,101,636円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 武蔵野銀行 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 15,258,149円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉港1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 70,850,854円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 千葉興業銀行 千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 58,240,412円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京都民銀行 東京都港区六本木2-3-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,096,804円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 104,270,983円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 第四銀行 新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 20,171,814円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北越銀行 新潟県長岡市大手通2-2-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 19,036,233円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内1-20-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,616,807円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 八十二銀行 長野県長野市大字中御所字岡田178-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 54,610,747円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北陸銀行 富山県富山市堤町通り1-2-26 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 44,837,351円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 富山銀行 富山県高岡市守山町22 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,481,846円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北國銀行 石川県金沢市下堤町1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,023,891円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福井銀行 福井県福井市順化1-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,196,244円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静岡銀行 静岡県静岡市葵区呉服町1-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,547,608円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | スルガ銀行 静岡県沼津市通横町23 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 154,734,925円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 清水銀行 静岡県静岡市清水区富士見町2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,155,830円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大垣共立銀行 岐阜県大垣市郭町3-98 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,495,915円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 十六銀行 岐阜県岐阜市神田町8-26 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 63,200,275円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三重銀行 三重県四日市市西新地7-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 30,828,904円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 百五銀行 三重県津市岩田21-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 69,700,480円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 滋賀銀行 滋賀県大津市浜町1-38 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,259,595円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京都銀行 京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,301,088円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 近畿大阪銀行 大阪府大阪市中央区城見1-4-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 24,315,588円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 池田泉州銀行 大阪府大阪市北区茶屋町18-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 55,503,247円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 南都銀行 奈良県奈良市橋本町16 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,024,396円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 紀陽銀行 和歌山県和歌山市本町1-35 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 22,813,924円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 但馬銀行 兵庫県豊岡市千代田町1-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 34,770,364円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鳥取銀行 鳥取県鳥取市永楽温泉町171 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,127,287円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山陰合同銀行 島根県松江市魚町10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,973,311円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 34,136,201円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島銀行 広島県広島市中区紙屋町1-3-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 159,901,320円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 山口銀行 山口県下関市竹崎町4-2-36 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,439,228円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 阿波銀行 徳島県徳島市西船場町2-24-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 26,038,405円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 百十四銀行 香川県高松市亀井町5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 19,952,826円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 伊予銀行 愛媛県松山市南堀端町1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,833,658円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 四国銀行 高知県高知市南はりまや町1-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,872,001円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福岡銀行 福岡県福岡市中央区天神2-13-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 15,280,870円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 筑邦銀行 福岡県久留米市諏訪野町2456-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,597,655円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 佐賀銀行 佐賀県佐賀市唐人2-7-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,797,292円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 十八銀行 長崎県長崎市銅座町1-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,767,153円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 親和銀行 長崎県佐世保市島瀬町10-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,106,589円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 肥後銀行 熊本県熊本市中央区紺屋町1-13-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 35,887,583円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分銀行 大分県大分市府内町3-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,277,256円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮崎銀行 宮崎県宮崎市橋通東4-3-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,620,808円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿児島銀行 鹿児島県鹿児島市金生町6-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 29,242,386円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 琉球銀行 沖縄県那覇市久茂地1-11-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,517,697円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 沖縄銀行 沖縄県那覇市久茂地3-10-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,036,221円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多駅前3-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 19,305,745円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北九州銀行 福岡県北九州市小倉北区堺町1-1-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,662,901円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三井住友信託銀行 東京都千代田区丸の内1-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 113,645,889円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北洋銀行 北海道札幌市中央区大通西3-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 68,401,046円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | きらやか銀行 山形県山形市旅籠町3-2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,700,921円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北日本銀行 岩手県盛岡市中央通1-6-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,347,893円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福島銀行 福島県福島市万世町2-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,251,922円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大東銀行 福島県郡山市中町19-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,324,503円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東和銀行 群馬県前橋市本町2-12-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 7,280,275円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 栃木銀行 栃木県宇都宮市西2-1-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,584,483円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京葉銀行 千葉県千葉市中央区富士見1-11-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 39,927,068円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東日本銀行 東京都中央区日本橋3-11-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,407,900円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大光銀行 新潟県長岡市大手通1-5-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 54,211,988円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長野銀行 長野県松本市渚2-9-38 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,778,331円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 富山第一銀行 富山県富山市総曲輪2-2-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,952,103円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福邦銀行 福井県福井市順化1-6-9 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,728,309円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 愛知銀行 愛知県名古屋市中区栄3-14-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,726,126円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 名古屋銀行 愛知県名古屋市中区錦3-19-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,306,660円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中京銀行 愛知県名古屋市中区栄3-33-13 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 14,543,874円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 第三銀行 三重県松阪市京町510 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 21,940,190円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県庁管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 関西アーバン銀行 大阪府大阪市中央区西心斎橋1-2-4 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,903,837円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | みなと銀行 兵庫県神戸市中央区三宮町2-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 25,199,881円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 島根銀行 島根県松江市東本町2-35 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,038,626円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | トマト銀行 岡山県岡山市北区番町2-3-4 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,661,642円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | もみじ銀行 広島県広島市中区胡町1-24 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 42,354,625円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西京銀行 山口県周南市平和通1-10-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,162,943円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 徳島銀行 徳島県徳島市富田浜1-16 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,705,682円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 香川銀行 香川県高松市亀井町6-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,810,209円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 愛媛銀行 愛媛県松山市勝山町2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 17,366,126円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高知銀行 高知県高知市堺町2-24 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,925,327円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 佐賀共栄銀行 佐賀県佐賀市松原4-2-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,387,877円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 熊本銀行 熊本県熊本市中央区水前寺6-29-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 10,947,976円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊和銀行 大分県大分市王子中町4-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,352,955円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮崎太陽銀行 宮崎県宮崎市広島2-1-31 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,388,009円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 南日本銀行 鹿児島県鹿児島市山下町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,786,173円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 沖縄海邦銀行 沖縄県那覇市久茂地2-9-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,604,923円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 八千代銀行 東京都新宿区新宿5-9-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 56,805,101円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北門信用金庫 北海道滝川市本町1-2-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,269,884円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 函館信用金庫 北海道函館市大手町2-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,764,735円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 旭川信用金庫 北海道旭川市4条通8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,587,854円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 帯広信用金庫 北海道帯広市西三条南7-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,388,875円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北見信用金庫 北海道北見市大通東1-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,096,282円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 遠軽信用金庫 北海道紋別郡遠軽町大通南1-1-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,069,911円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福島信用金庫 福島県福島市万世町1-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,496,139円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高崎信用金庫 群馬県高崎市飯塚町1200-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,143,226円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 桐生信用金庫 群馬県桐生市錦町2-15-21 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,658,745円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北群馬信用金庫 群馬県渋川市石原203-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,167,246円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | しののめ信用金庫 群馬県富岡市富岡1123 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,850,959円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 足利小山信用金庫 栃木県足利市井草町2407-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,173,879円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 川口信用金庫 埼玉県川口市栄町3-9-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,376,304円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 千葉信用金庫 千葉県千葉市中央区中央2-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,873,544円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 横浜信用金庫 神奈川県横浜市中区尾上町2-16-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,531,521円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | かながわ信用金庫 横須賀市大滝町1-28 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,795,496円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 湘南信用金庫 神奈川県横須賀市大滝町2-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,475,399円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 川崎信用金庫 神奈川県川崎市川崎区砂子2-11-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,720,910円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 興産信用金庫 東京都千代田区神田紺屋町41 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,731,850円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 足立成和信用金庫 東京都足立区千住1-4-16 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,472,721円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西武信用金庫 東京都中野区中野2-29-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,359,539円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京信用金庫 東京都豊島区東池袋1-12-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,121,413円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 城北信用金庫 東京都荒川区荒川3-79-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,015,432円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 瀧野川信用金庫 東京都北区田端新町3-25-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,255,187円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 青梅信用金庫 東京都青梅市勝沼3-65 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,329,224円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 多摩信用金庫 東京都立川市曙町2-8-28 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,317,973円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 新潟信用金庫 新潟県新潟市中央区西堀通五番町855-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,774,087円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長野信用金庫 長野県長野市大字鶴賀133-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 10,122,141円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 松本信用金庫 長野県松本市丸の内1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,142,319円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 飯田信用金庫 長野県飯田市本町1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,896,940円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | アルプス中央信用金庫 長野県伊那市荒井3438-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,521,670円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 富山信用金庫 富山県富山市室町通り1-1-32 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,136,905円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高岡信用金庫 富山県高岡市守山町68 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,058,802円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 金沢信用金庫 石川県金沢市南町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,366,621円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | のと共栄信用金庫 石川県七尾市松物町35 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,415,156円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北陸信用金庫 石川県金沢市玉川町11-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,900,050円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鶴来信用金庫 石川県白山市鶴来本町1-17 107-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,253,646円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 興能信用金庫 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ム字45-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,366,534円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福井信用金庫 福井県福井市田原2-3-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,066,260円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 敦賀信用金庫 福井県敦賀市本町1-11-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,352,013円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 小浜信用金庫 福井県小浜市大手町9-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,098,457円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静清信用金庫 静岡県葵区昭和町2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,019,105円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 浜松信用金庫 静岡県浜松市中区元城町114-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,069,445円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 島田信用金庫 静岡県島田市本通3-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,454,407円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 焼津信用金庫 静岡県焼津市栄町3-5-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,510,655円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岐阜信用金庫 岐阜県岐阜市神田町6-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,440,965円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県庁管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大垣信用金庫 岐阜県大垣市恵比寿町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,598,784円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東濃信用金庫 岐阜県多治見市本町2-5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,390,022円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 関信用金庫 岐阜県関市東貨上12-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,798,739円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊橋信用金庫 愛知県豊橋市小畷町579 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,722,268円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岡崎信用金庫 愛知県岡崎市菅生町字元管41 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 24,015,360円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 瀬戸信用金庫 愛知県瀬戸市東横山町119-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,413,508円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 知多信用金庫 愛知県半田市星崎町3-39-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,326,337円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊川信用金庫 愛知県豊川市末広通3-34-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,224,164円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊田信用金庫 愛知県豊田市元城町1-48 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,945,166円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 碧海信用金庫 愛知県安城市御幸本町15-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,497,870円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西尾信用金庫 愛知県西尾市寄住町洲田51 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,526,057円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 蒲郡信用金庫 愛知県蒲郡市元町5-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,624,077円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東春信用金庫 愛知県小牧市小牧3-178 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,141,771円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北伊勢上野信用金庫 三重県四日市市安島2-2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,661,482円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 桑名信用金庫 三重県桑名市大央町20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 10,999,609円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 滋賀中央信用金庫 滋賀県近江八幡市桜宮町198 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,113,332円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長浜信用金庫 滋賀県長浜市元浜町3-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,442,393円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京都信用金庫 京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,655,642円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京都中央信用金庫 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,378,606円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 京都北都信用金庫 京都府宮津市宇鶴買2054-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,061,347円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北おおさか信用金庫 大阪府茨木市西駅前町9-32 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,866,135円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | きのくに信用金庫 和歌山県和歌山市本町2-38 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,762,063円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 神戸信用金庫 兵庫県神戸市中央区浪花町61 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,165,488円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 姫路信用金庫 兵庫県姫路市十二所前町105 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,451,004円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 播州信用金庫 兵庫県姫路市南駅前町110 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,859,757円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 兵庫信用金庫 兵庫県姫路市北条口3-27 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,200,538円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 尼崎信用金庫 兵庫県尼崎市開明町3-30 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,952,467円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 但馬信用金庫 兵庫県豊岡市中央町17-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,820,024円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西兵庫信用金庫 兵庫県宍粟市山崎町山崎190 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,787,071円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 但陽信用金庫 兵庫県加古川市加古川町溝之口539 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,077,253円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鳥取信用金庫 鳥取県鳥取市栄町645 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,778,378円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 米子信用金庫 鳥取県米子市東福原2-5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,762,554円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | おかやま信用金庫 岡山県岡山市北区柳町1-11-21 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,109,008円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 水島信用金庫 岡山県倉敷市水島西常盤町8-23 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,296,274円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島信用金庫 広島県広島市中区富士見町3-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,747,752円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 呉信用金庫 広島県呉市本通2-2-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,119,035円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 西中国信用金庫 山口県下関市細江町1-1-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,605,215円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東山口信用金庫 山口県防府市天神1-12-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,721,882円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 徳島信用金庫 徳島県徳島市紺屋町8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,444,322円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高松信用金庫 香川県高松市瓦町1-9-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,678,026円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 愛媛信用金庫 愛媛県松山市二番町4-2-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,050,606円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 幡多信用金庫 高知県四万十市中村京町1-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,222,660円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 福岡ひびき信用金庫 福岡県北九州市八幡東区尾倉2-8-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 9,874,102円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大川信用金庫 福岡県大川市大字津津305-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,674,714円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 遠賀信用金庫 福岡県遠賀郡水巻町頃末4-6-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,192,764円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 唐津信用金庫 佐賀県唐津市大名小路310-35 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,002,226円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 佐賀信用金庫 佐賀県佐賀市中央本町8-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,047,285円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 九州ひびき信用金庫 佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,262,171円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | たちばな信用金庫 長崎県諫早市八坂町1-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,110,610円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 熊本第一信用金庫 熊本県熊本市中央区花畑町10-29 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,656,236円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 熊本中央信用金庫 熊本県熊本市中央区大江本町1-6 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,234,319円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分信用金庫 大分県大分市大道町3-4-42 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,057,124円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分みらい信用金庫 大分県別府市駅前本町1-31 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,583,888円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 延岡信用金庫 宮崎県延岡市南町1-4-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,418,841円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 高鍋信用金庫 宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,799,840円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 南郷信用金庫 宮崎県日南市吾田東4-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,038,021円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿児島相互信用金庫 鹿児島県鹿児島市泉町2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,920,835円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | いわき信用組合 福島県いわき市小名浜花畑町2-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,698,576円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 茨城県信用組合 茨城県水戸市大町2-3-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,654,001円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 君津信用組合 千葉県木更津市潮見3-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 3,594,949円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 第一勧業信用組合 東京都新宿区四谷2-13 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 41,795,208円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 新潟県信用組合 新潟県新潟市中央区営所通一番町302-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,232,730円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 豊橋商工信用組合 愛知県豊橋市前田町1-9-4 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,257,264円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 近畿産業信用組合 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町2-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,925,582円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 淡陽信用組合 兵庫県洲本市栄町1-3-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,515,516円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島市信用組合 広島県広島市中区袋町3-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,550,203円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 広島県信用組合 広島県広島市中区富士見町1-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,636,118円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長崎三菱信用組合 長崎県長崎市水の浦町1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,026,482円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大分県信用組合 大分県大分市中島西2-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,479,725円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 鹿児島興業信用組合 鹿児島県鹿児島市東千石町17-11 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,134,884円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北海道労働金庫 北海道札幌市中央区北1条西5-3-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,226,711円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東北労働金庫 宮城県仙台市青葉区北目町1-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 18,364,607円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中央労働金庫 東京都千代田区神田駿河台2-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 123,761,690円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 新潟県労働金庫 新潟県新潟市中央区寄居町332-38 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,552,557円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 長野県労働金庫 長野県長野市黒金町523 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,039,608円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静岡県労働金庫 静岡県静岡市葵区黒金町5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 18,525,406円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北陸労働金庫 石川県金沢市芳斉2-15-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 6,539,010円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東海労働金庫 愛知県名古屋市中区新栄1-7-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,178,618円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 近畿労働金庫 大阪府大阪市西区江戸堀1-12-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 10,262,879円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 中国労働金庫 広島県広島市南区金屋町1-17 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 27,253,951円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 四国労働金庫 香川県高松市浜ノ町72-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 30,939,439円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 九州労働金庫 福岡県福岡市中央区大手門3-3-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 18,357,622円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北海道信用農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北4条西1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,406,479円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 静岡県信用農業協同組合連合会 静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,225,133円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|--------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|----------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県庁舎の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 協同住宅ローン 東京都目黒区中央町1-15-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 161,800,848円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日本住宅ローン 東京都文京区後楽1-4-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,294,457,495円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三井住友海上火災保険 東京都千代田区神田駿河台3-9 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 258,939,820円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京クレジットサービス 東京都千代田区一ツ橋2-6-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,987,645円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | SBIモーゲージ 東京都港区六本木1-6-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 873,411,027円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | イオン住宅ローンサービス 東京都新宿区西新宿6-5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 456,967,457円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 旭化成モーゲージ 東京都新宿区西新宿2-3-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 332,655,996円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 全宅住宅ローン 東京都千代田区内神田2-16-9 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 571,136,063円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | ファミリーライフサービス 東京都武蔵野市境2-12-13 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 494,487,616円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | あいおいニッセイ同和損害保険 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 16,508,365円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 財形住宅金融 東京都千代田区麹町5-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 264,848,320円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 優良住宅ローン 東京都新宿区新宿1-3-12 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 337,431,395円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | ジェイ・モーゲージバンク 東京都港区新橋1-18-16 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 318,654,284円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | オリックス 東京都港区浜松町2-4-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 143,637,909円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------------|--|--|--|--------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | トヨタファイナンス 東京都江東区東陽6-3-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 148,215,187円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日本モーゲージサービス 東京都港区西新橋3-7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 89,150,608円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | シャープファイナンス 大阪府大阪市阿倍野区長池町22-22 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,772,050円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | LIXILグループファイナンス 東京都江東区大島2-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 75,668,682円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 楽天銀行 東京都品川区東品川4-12-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 122,026,139円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | ハウス・デポ・パートナーズ 東京都中央区日本橋本町1-1-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 60,305,366円 |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 97,043,681円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|------------------------------|----------------------------|-----------|---------------------------------------|---|---|---|--------|--------------|--------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(個人) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京海上日動火災保険 東京都千代田区丸の内1-2-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか | 債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,255,408円 |
| 証券化支援事業(保証型)に係る代位債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(保証型)に参入した金融機関に代位債権の管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した元利金等の額に1.2%を乗じて得た金額 ほか | 債務者から回収した元利金等の額に1.2%を乗じて得た金額 ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 13,019,878円 |
| 証券化支援事業(保証型)に係る代位債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | SBIエーゲージ 東京都港区六本木1-6-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(保証型)に参入した金融機関に代位債権の管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した元利金等の額に1.2%を乗じて得た金額 ほか | 債務者から回収した元利金等の額に1.2%を乗じて得た金額 ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 17,604,371円 |
| 証券化支援事業(保証型)に係る代位債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 千葉興業銀行 千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(保証型)に参入した金融機関に代位債権の管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した元利金等の額に1.2%を乗じて得た金額 ほか | 債務者から回収した元利金等の額に1.2%を乗じて得た金額 ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,314,889円 |
| 証券化支援事業(保証型)に係る代位債権管理回収業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日本住宅ローン 東京都文京区後楽1-4-14 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(保証型)に参入した金融機関に代位債権の管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 債務者から回収した元利金等の額に1.2%を乗じて得た金額 ほか | 債務者から回収した元利金等の額に1.2%を乗じて得た金額 ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,198,307円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 岩手県 岩手県盛岡市内丸10-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 2,467,500円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 宮城県 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 2,538,900円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 仙台市 宮城県仙台市青葉区国分町3-7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 1,128,750円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 石巻市 宮城県石巻市穀町14-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 2,063,250円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 一般財団法人岩手県建築住宅センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 1,669,500円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | | 備考 |
|----------------------------|------------------------------|-----------|---|--|------------------------|------------------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|---|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | | |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 一般財団法人宮城県建築住宅センター 宮城県仙台市青葉区上杉1-1-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 12,485,550円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社東北建築センター 宮城県仙台市泉区泉中央3-2-10 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 1,769,250円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社仙台都市整備センター 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 2,197,650円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 一般財団法人ふくしま建築住宅センター 福島県福島市五月町4-25 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 8,255,100円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日本ERI株式会社 東京都港区赤坂8-10-24 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 4,110,750円 |
| 機構融資に係る工事審査業務の委託 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社東日本住宅評価センター 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は地方公共団体及び指定確認検査機関等に工事審査業務を委託するものである。災害時に円滑かつ迅速な工事審査を実施するため、工事審査のノウハウを持ち機構の定める要件を満たす相手方を公募し、随意契約したものである。 | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | 工事審査手数料 25,000円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 7,715,400円 |
| 日本司法書士会連合会報酬請求書とりまとめ業務 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日本司法書士会連合会 東京都新宿区本塩町9-3 | 会計規程第25条第1項 独立行政法人への移行により、旧公庫名義の住宅ローン完済等に伴う抵当権抹消等登記を行う際に、抵当権の移転登記が必要となっている。本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務を、司法書士が所属している司法書士会に委託することが効率的であるため、同会と随意契約したものである。 | 20,304,000 | 432円/件 | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支出予定額 20,304,000円 |
| 個人信用情報機関の利用 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1 | 会計規程第25条第1項 一般社団法人全国銀行協会加盟の金融機関すべて(都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等)の借入情報を取得できるのは一般社団法人全国銀行協会のみであるため、唯一の契約相手方である同協会と随意契約したものである。 | 36,910,803 | 照会費用 211円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 36,910,803円 |
| 個人信用情報機関の利用 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社日本信用情報機構 東京都千代田区神田東松下町41-1 | 会計規程第25条第1項 審査に必要な消費者金融、信販会社及びその他金融業者からの借入情報を取得できるのは株式会社日本信用情報機構のみであるため、唯一の契約相手方である同社と随意契約したものである。 | 17,462,192 | 照会費用 113.4円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 17,462,192円 |
| 個人信用情報利用に係る通信回線利用料 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社日本信用情報機構 東京都千代田区神田東松下町41-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、株式会社日本信用情報機構の個人信用情報の利用のために必要な通信回線に係る契約である。利用に当たり回線事業者が指定されているため、同社と随意契約したものである。 | 3,933,633 | 3,933,633 | 100.00% | - | - | - | - | - | - | |
| 官報公告の掲載業務 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社朝陽会 埼玉県草加市稲荷2-2-7 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、独立行政法人国立印刷局が発行する官報に公告を掲載する業務を委託するものである。官報の掲載料金については、「官報公・広告掲載料金表」により価格が一に定められていることから、公募を実施し、同社と随意契約したものである。 | 12,244,382 | 945円/行 | --- | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,244,382円 |
| 事務所賃貸借 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | --- | - | - | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|------------------------------|-----------|-------------------------------------|---|-------------|-------------------|---------|--------------|--------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(個人) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 本店ビルにおける熱需給 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京下水道エネルギー株式会社 東京都中央区新富1-7-4 | 会計規程第25条第1項 本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成26年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー株式会社1社であることから、同社と随意契約したものである。 | 92,071,010 | 92,071,010 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| ファームバンキング利用に係る振込手数料等 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区神田鍛冶町3-6-3 | 会計規程第25条第1項 本件は、ファームバンキングを利用して機構の資金決済を行うための契約である。機構の事業実施にあたっては、資金決済リスクを抑制し、安定的に資金決済を実施することが必要である。特に、証券化支援事業では、決済リスクが顕在化した場合、これを理由に資金調達コストが上昇しかねないことのみならず、機構の信用力の低下を招き、債券市場及び証券化支援事業の事業運営に大きな影響を及ぼすことから、契約の性質又は目的が競争を許さないため、同行と随意契約したものである。 | 40,546,980 | 振込手数料 162円/件ほか | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 40,546,980円 |
| 後納郵便 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 | 会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。 | 313,327,349 | 313,327,349 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| ガス | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東邦ガス株式会社 愛知県名古屋市熱田区桜田町19-18 | 会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。 | 3,174,093 | 3,174,093 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| ガス | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20 | 会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。 | 1,638,693 | 1,638,693 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 水道 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東京都水道局 東京都文京区西片2-16-23 | 会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、東京都水道局と随意契約したものである。 | 7,911,592 | 7,911,592 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 北斗企画株式会社 山形県鶴岡市西新斎町3-2 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 2,232,000 | 2,232,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,872,000 | 1,872,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 3,060,000 | 3,060,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 2,664,000 | 2,664,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 2,784,000 | 2,784,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 有限会社エステイト管理長町 宮城県仙台市太白区長町2-11-30 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,368,000 | 1,368,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,200,000 | 1,200,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 有限会社ウッドベル商会 石川県金沢市有松5-6-23 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,296,000 | 1,296,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,320,000 | 1,320,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,608,000 | 1,608,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|--|------------------------------|------------|--|--|-----------------|-----------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|----|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(同) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,272,000 | 1,272,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 日海不二サッシ株式会社 石川県金沢市観音堂町へ41-4 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,200,000 | 1,200,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 株式会社HARADA 静岡県周智郡森町一宮4134-1 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 1,800,000 | 1,800,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 大東建物管理株式会社 東京都港区港南2-16-1 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舍の借上げが必要となり、当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 1,560,000 | 1,560,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 事務所賃貸借 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 関電不動産株式会社京都支店 京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | --- | - | - | - | - | - | |
| 事務リスク管理システムに係る保守管理契約 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 東芝ソリューション株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 | 会計規程第25条第1項 事務リスク管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者にソフトウェアの仕組み等を明らかにすることはできないことから、保守管理を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。 | 1,819,260 | 1,819,260 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 公益社団法人日本経済研究センター研修派遣 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月1日 | 公益社団法人日本経済研究センター 東京都千代田区大手町1-3-7 | 会計規程第25条第1項 本件は、各社の若手～中堅社員が集まり、経済予測等の実戦訓練を通して、論理的判断力等を養う研修に当機構職員を参加させるものである。 当該研修は、日本経済研究センターによるもの以外には見当たらないことから、同社と随意契約したものである。 | 2,484,000 | 2,484,000 | 100.00% | - | - | 公社 | 国所管 | - | |
| 平成26年度の広告実施 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月2日 | 株式会社電通 東京都港区東新橋1-8-1 | (企画競争) 政府調達規程第11条第2号 本件は、平成26年度におけるフラット35に関する広告を実施するものである。 本業務について、企画競争手続(平成25年12月18日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 450,000,000 | 450,000,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月3日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舍の借上げが必要となり、当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 2,160,000 | 2,160,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 総合オンラインシステムのサーバ化プロジェクト等のコンサルティング業務(情報化統括責任者(CIO)補佐官業務を含む。) | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月9日 | ガートナージャパン株式会社 東京都港区愛宕2-5-1 | (企画競争) 政府調達規程第11条第2号 本件は、情報化統括責任者(CIO)補佐官業務及び総合オンラインシステムのサーバ化プロジェクト等に対するコンサルティング業務を委託するものである。 本業務について、企画競争手続(平成26年1月24日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 99,360,000 | 99,360,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月11日 | 有限会社ヒューマンキャピタル 宮城県仙台市青葉区五橋2-8-15-805 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舍の借上げが必要となり、当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 1,368,000 | 1,368,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月11日 | 朝日ハウジング株式会社 宮城県仙台市青葉区国分町3-5-7 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舍の借上げが必要となり、当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 1,404,000 | 1,404,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月11日 | 朝日ハウジング株式会社 宮城県仙台市青葉区国分町3-5-7 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舍の借上げが必要となり、当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 1,440,000 | 1,440,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 平成26年度住宅ローン利用のアンケート調査(インターネット調査) | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月11日 | 株式会社マクロミル 東京都港区港南2-16-1 | 会計実施細則第40条第1項 本件は、住宅ローンの利用実態を把握するため、インターネットによるアンケート調査を委託する契約であるが、一般競争入札において応札者がなく不調となったため、予定価格の範囲内の金額で契約相手方と随意契約したものである。 | | 8,946,720 | --- | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月12日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 2,712,000 | 2,712,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 任意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|-----------------------------------|------------------------------|------------|--|--|-------------|------------------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国文は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月12日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と任意契約したものである。 | 1,200,000 | 1,200,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月12日 | 多田建材株式会社 香川県高松市松並町591-6 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と任意契約したものである。 | 1,320,000 | 1,320,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月12日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と任意契約したものである。 | 1,199,999 | 1,199,999 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月13日 | 株式会社ホカゾノ 鹿児島県鹿児島市新屋敷町15-6 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と任意契約したものである。 | 1,199,998 | 1,199,998 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 全額繰上償還請求債権等の回収等業務 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | - | エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 東京都中野区本町2-46-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、住宅金融公庫又は住宅金融支援機構が融資した債権で、延滞等により全額繰上償還請求となった債権の管理回収業務を委託するものである。 本業務については、企画競争手続により契約相手方を選定し、安定的な事務処理のもとに回収の極大化を図る等の観点から平成19年6月20日から平成22年3月末までの複数年度契約としたものである。(新規委託は発生せず、委託済債権が完済するまで手続きに応じて回収手数料が発生) | 20,738,057 | 競売申立手数料 75,600円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 20,738,057円 |
| 全額繰上償還請求債権等の回収等業務 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | - | オリックス債権回収株式会社 東京都港区浜松町2-4-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、住宅金融公庫又は住宅金融支援機構が融資した債権で、延滞等により全額繰上償還請求となった債権の管理回収業務を委託するものである。 本業務については、企画競争手続により契約相手方を選定し、安定的な事務処理のもとに回収の極大化を図る等の観点から平成19年6月20日から平成22年3月末までの複数年度契約としたものである。(新規委託は発生せず、委託済債権が完済するまで手続きに応じて回収手数料が発生) | 33,180,686 | 競売申立手数料 75,600円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 33,180,686円 |
| 全額繰上償還請求債権等の回収等業務 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | - | 株式会社住宅債権管理回収機構 東京都新宿区水道町3-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、住宅金融公庫又は住宅金融支援機構が融資した債権で、延滞等により全額繰上償還請求となった債権の管理回収業務を委託するものである。 本業務については、企画競争手続により契約相手方を選定し、安定的な事務処理のもとに回収の極大化を図る等の観点から平成19年4月13日から平成22年3月末までの複数年度契約としたものである。(新規委託は発生せず、委託済債権が完済するまで手続きに応じて回収手数料が発生) | 37,327,886 | 競売申立手数料 74,520円/件ほか | --- | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 37,327,886円 |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月16日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と任意契約したものである。 | 1,368,000 | 1,368,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第84回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月23日 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 メリルリンチ日本証券株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務については、企画競争手続により契約相手方を選定し、任意契約したものである。 | 488,821,500 | 488,821,500 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月25日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と任意契約したものである。 | 7,625,000 | 7,625,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 資産自己査定システム運用支援及び保守等業務 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年4月30日 | 株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15 | 政府調達規程第11条第2号 資産自己査定システムは、当社が著作権を保有するパッケージソフトをもとに機構独自の管理機能等を追加したものである。本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者に公開されていないことから、本システムに係る運用支援等業務を実施することができるのは当社のみであるため任意契約したものである。 | 26,244,000 | 26,244,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 | |
|-----------------------------------|------------------------------|------------|--|---|--|---|---------|--------------|--------------|---------|--------------|------|----|--|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(個人) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第85回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年5月21日 | 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 395,550,000 | 395,550,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年5月23日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 7,350,000 | 7,350,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 平成26年度「住生活月間」協賛金 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年5月23日 | 住生活月間実行委員会 東京都千代田区神田小川町1-11 | 会計規程第25条第1項 住生活月間実行委員会に所属することにより、フラット35やその他の融資制度を効率的に周知する機会を得ることができ、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成26年度住生活月間の協賛金を負担するために当委員会と随意契約したものである。 | 1,100,000 | 1,100,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 機構本体格付の取得に係る年間手数料 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年6月1日 | ムーディーズ・ジャパン株式会社 東京都港区愛宕2-5-1 | 会計規程第25条第1項 証券化支援事業(保証型)は、民間金融機関が住宅ローンを証券化し、機構がそれに対して保証を行うものであり、その際、債務保証を行う機構についての本体格付が必要となるが、その格付会社は当該民間金融機関が発行する保証型MBSの格付を行った者と同じであるため、当該民間金融機関が選定した会社と随意契約したものである。 | 予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表 | 契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表 | --- | - | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年6月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 2,160,000 | 2,160,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(一般担保第151回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年6月11日 | レー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町-5-1 メルリランチ日本証券株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、機構の一般担保付債券という商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 24,300,000 | 24,300,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第86回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年6月20日 | SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-9-7 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 244,269,000 | 244,269,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年6月27日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 7,700,000 | 7,700,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - | |
| 総合住宅ローンシミュレーションの改修 | 契約担当役 橋本彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月1日 | スマセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、機構ホームページに掲載している総合住宅ローンシミュレーションの改修業務を委託するものである。本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。改修業務を、当該権利を保有する会社以外に委託することは不可能であることから、随意契約したものである。 | 1,404,000 | 1,404,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第87回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月23日 | 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 ゴールドマン・サックス証券株式会社 東京都港区六本木6-10-1 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 296,244,000 | 296,244,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|--------------------------------|-----------------------------|------------|---|---|------------------|------------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(同) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月25日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 7,450,000 | 7,450,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | 株式会社東京クレジットサービス 東京都千代田区一ツ橋2-6-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.065% | 98.79% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,970,000円 |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | イオンクレジットサービス株式会社 東京都千代田区神田錦町1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.070% | 99.26% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,993,333円 |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | 株式会社クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1 株式会社キュービタス 東京都豊島区東池袋3-1-1 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.070% | 99.26% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,993,333円 |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | 株式会社ジャックス 東京都渋谷区恵比寿4-1-18 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.078% | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,030,666円 |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | 株式会社セディナ 愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.078% | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,030,666円 |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | 楽天カード株式会社 東京都品川区東品川4-12-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.078% | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,030,666円 |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | 株式会社アプラス 大阪市浪速区湊町1-2-3 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.078% | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,030,666円 |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | トヨタファイナンス株式会社 東京都江東区東陽6-3-2 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.078% | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,030,666円 |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(オナス取引) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年7月30日 | 三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3-33-5 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)について、クレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務について公募(平成26年1月28日公示)を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.078% | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 5,030,666円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|-----------------------------------|-----------------------------|------------|--|--|-------------|-------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|----|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機嫌) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 借上宿舎 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年8月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。 | 2,160,000 | 2,160,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 平成26年度キャリアデザイン研修 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年8月19日 | 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ 東京都千代田区丸の内1-9-2 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、一般職者(調査役、副調査役)に対してリーダーシップ及びフォローアップの能力の向上を図るための研修を外部に委託するものである。 本業務について、企画競争手続(平成26年5月30日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 7,635,600 | 7,635,600 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第88回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年8月22日 | みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木6-10-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 281,988,000 | 281,988,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年8月22日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 7,975,000 | 7,975,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 与信ポートフォリオ管理システムの業務アプリケーション保守運用業務 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年8月27日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都千代田区神田錦町1-19-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステムの保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークノットを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。 当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。 | 6,048,000 | 6,048,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(一般担保第152回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年8月28日 | 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、機構の一般担保付債券という商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 24,300,000 | 24,300,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 新築マンションのダイレクト情報サービスの利用 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年8月29日 | 株式会社不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-15-9 | 会計規程第25条第1項 本件は、新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の提供サービスを受けるものである。 機構が、効率的な営業方法を確立するために必要となる水準の新築マンションの各種情報(新規物件情報、販売単価、売行き、物件概要等)は、このサービス以外から得ることができないことから同社と随意契約をしたものである。 | 3,758,400 | 3,758,400 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第89回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年9月19日 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 274,266,000 | 274,266,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 会計監査人との監査契約 | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年9月26日 | 有限責任監査法人トーマツ 東京都港区港南2-15-3 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、会計監査の委託を行うものである。 会計監査人の選任にあたっては、各独立行政法人が会計監査人の候補者名簿を主務大臣に提出することとされており、機構は、平成26年度までの3カ年の候補者とすることを前提として、平成24年度に企画競争手続により募集・選考を行っている。今般、平成26年度の監査計画及び監査費用見積書等の内容が適切であると認められたことから、機構は、同監査法人を引き続き候補者として決定した。主務大臣は、当該候補者名簿を踏まえ、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき会計監査人を選任し、機構は当該会計監査人と随意契約したものである。 | 30,780,000 | 30,780,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|-----------------------------------|-----------------------------|-------------|---|---|-------------|--------------------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(同) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年9月26日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 7,300,000 | 7,300,000 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 平成26年度下半期の広告実施 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年9月30日 | 株式会社博報堂 東京都港区赤坂5-3-1 | (企画競争) 政府調達規程第11条第2号 本件は、平成26年度下半期におけるフラット35に関する広告を実施するものである。本業務について、企画競争手続(平成26年7月7日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 550,000,000 | 549,999,994 | 100.00% | - | - | - | - | - | |
| 確定拠出年金に関する運営管理業務 | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月1日 | 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、平成26年10月から導入した確定拠出年金の運営管理業務を実施するものである。公庫厚生年金基金が企画競争を実施し選定した契約の相手方と随意契約したものである。 | 1,581,246 | 1,581,246 | 100.00% | --- | - | - | - | - | 単価契約 |
| 事務所賃貸借等 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月1日 | オリックス・ファンリディーズ株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-25-5 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | 201,451,558 | 賃料 7,358,504円/月 ほか | 100.00% | --- | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 201,451,558円 |
| 登記情報サービスの利用 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月1日 | 一般財団法人民事務協 会 東京都千代田区内神田1-13-7 | 会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。 | 2,233,700 | 利用料金 337円/件 | 100.00% | --- | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,233,700円 |
| 借上宿舍 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用することから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 2,664,000 | 2,664,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用することから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 2,352,000 | 2,352,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月1日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用することから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 2,520,000 | 2,520,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(一般担保第153回住宅金融支援機構債券) | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月3日 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、機構の一般担保付債券という商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 51,300,000 | 51,300,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 資産自己査定システム地価データカスタマイズ更新業務 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月10日 | 株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15 | 会計規程第25条第1項 資産自己査定システムは、同社が著作権を保有するパッケージソフトをもとに機構独自の管理機能等を追加したものである。本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者に公開されていないことから、本システムに係る地価データカスタマイズ及び更新業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。 | 11,880,000 | 10,692,000 | 90.00% | --- | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第90回住宅金融支援機構債券) | 理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月23日 | メリルリンチ日本証券株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 323,257,500 | 323,257,500 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年10月24日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 7,150,000 | 7,150,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 | |
|-----------------------------------|-----------------------------|-------------|---|--|-------------|-------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|----|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第91回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年11月21日 | SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 ゴールドマン・サックス証券株式会社 東京都港区六本木6-10-1 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 310,500,000 | 310,500,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年11月21日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 7,175,000 | 7,175,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(一般担保第154回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年11月27日 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、機構の一般担保付債券という商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 51,300,000 | 51,300,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(一般担保第155回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年11月27日 | 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、機構の一般担保付債券という商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 24,300,000 | 24,300,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 文書管理システムの改修 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年11月28日 | ココヨS&T株式会社 東京都港区港南1-8-35 | 会計規程第25条第1項 文書管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者にソフトウェアの仕組み等を明らかにすることはできないことから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。 | 5,743,980 | 5,743,980 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 借上宿舍 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年12月9日 | 個人情報保護法により非公表 | 会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。 | 2,592,000 | 2,592,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第92回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年12月17日 | 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 東京都千代田区大手町1-9-7 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 282,582,000 | 282,582,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成26年12月19日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 7,750,000 | 7,750,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |
| 郵便振替用紙による振込手数料等 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年1月16日 | 株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関1-3-2 | 会計規程第25条第1項 機構団体信用生命保険特約制度を利用する顧客との間の約款において、特約料の払込方法を預金口座振替、クレジットカード払い又は郵便振替と定めている。郵便振替のサービスを提供しているのは株式会社ゆうちょ銀行のみであることから、同社と随意契約したものである。 | 1,980,448 | 130円/件ほか | 100.00% | - | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 1,980,448円 |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第93回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年1月21日 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 317,871,000 | 317,871,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 任意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|---|-----------------------------|------------|---|---|--|--------------------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機軸) | 再就職の役員の数(副) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 機構団信の特約料に係るクレジットカード決済業務(JCB) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年1月21日 | 株式会社ジーシービー 東京都港区南青山5-1-22 | 会計規程第25条第1項 本件は、機構団体信用生命保険特約制度の加入者が支払う特約料(加入2年目以降のもの)についてクレジットカード払いの決済業務を行うものである。本業務についてJCBマークの付いたクレジットカードを全て利用可能とするため、当該利用環境を提供できる唯一の会社である同社と任意契約したものである。 | 決済手数料率 1.078% | 決済手数料率 1.078% | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 27,165,600円 |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年1月23日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と任意契約したものである。 | 7,625,000 | 7,625,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第94回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年2月20日 | 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木6-10-1 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-5-2 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行った主幹候補補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、任意契約したものである。 | 266,841,000 | 266,841,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年2月20日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と任意契約したものである。 | 7,775,000 | 7,775,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 平成27年度広報誌の企画・編集・デザインに関する業務 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年2月26日 | 株式会社ビービープロモーション 東京都港区麻布台3-2-6 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、広報誌の企画・編集・デザインに関するコンサルティングを委託するものである。 本業務について、企画競争手続(平成26年12月8日公示)により契約相手方を選定し、任意契約したものである。 | 4,000,000 | 3,997,080 | 99.93% | --- | - | - | - | - | |
| 資産自己査定システム及び賃貸融資期中管理システムの部門システム統合基盤への移行業務 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年2月27日 | 株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15 | 政府調達規程第11条第2項 本件は、自己査定システムのアプリケーション及びデータベースを統合基盤へ移行する業務を委託するものである。本システムのパッケージソフトウェアの著作権は同社に帰属しており、第三者に著作物の利用許諾を付与していない。よって、アプリケーション及びデータベースを統合基盤へ移行する業務を、同社以外に委託することは不可能であることから、任意契約するものである。 | 98,649,900 | 98,649,900 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 平成26年度決算の退職給付債務の計算の委託契約 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年2月27日 | 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、年度決算の貸借対照表に退職給付引当金を計上するために必要な退職給付債務の計算を委託するものである。 退職給付債務の計算には、当機構のほか他法人も加入している公庫企業年金基金全員の加入者情報(性別、生年月日、公庫厚生年金基金及び公庫企業年金基金加入日等)が必要であり、これらの情報を把握できるのは公庫企業年金基金しかない。公庫企業年金基金は、同基金の規約(厚生労働省認可)に基づき、基金業務を契約相手方に委託しており、機構が退職給付債務を計算するには、公庫企業年金基金が加入法人からの退職給付債務の計算の申し出があった場合に、当該計算を行うことを認めている契約相手方に委託するしかできないため、同社と任意契約したものである。 | 2,086,560 | 2,086,560 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 職員宿舍水回り清掃業務 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月1日 | 株式会社ダスキン 大阪府吹田市豊津町1-33 | 会計実施細則第40条第1項 本件は、機構が保有する宿舍及び宿舍設備(配水管等)の水回り清掃を委託する契約であるが、一般競争入札において応札者がなく不調となったため、予定価格の範囲内の金額で契約相手方と任意契約したものである。 | 同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。 | 22,680円/戸ほか | --- | --- | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 8,164,800円 |
| 総合住宅ローンシミュレーションの保守 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月4日 | スマセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、機構HPに掲載している総合住宅ローンシミュレーションの保守業務を委託するものである。本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、任意契約したものである。 | 1,477,440 | 1,477,440 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 事務所賃貸借 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月4日 | ヨシコン株式会社 静岡県静岡市葵区常盤町1-4-12 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と任意契約したものである。 | 1,404,408 | 1,404,408 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 事務所賃貸借等 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月5日 | 金沢中央ビルディング株式会社 石川県金沢市丸の内4-12 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と任意契約したものである。 | 28,119,153 | 賃料 1,580,403円/月 ほか | 100.00% | --- | - | - | - | - | 総支払予定額 28,119,153円 |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|--|-----------------------------|------------|---|--|-----------------|-------------------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月6日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 1,750,000 | 1,750,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 事務所賃貸借 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月6日 | ケネディクス・オフィス投資法人 東京都中央区日本橋兜町6-5 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | --- | --- | - | - | - | - | |
| 事務所清掃 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月10日 | ファースト・ファンシティーズ・ウエスト株式会社 大阪府大阪市中央区本町4-4-24 | 会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所ビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。 | 6,285,600 | 6,285,600 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 事務所清掃 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月13日 | 中部ビル管理株式会社 石川県金沢市片町2-2-15 | 会計規程第25条第1項 契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。 | 1,812,828 | 清掃費 143,077円/月ほか | 100.00% | --- | - | - | - | - | 総支払予定額 1,812,828円 |
| 平成27年度新卒採用職員導入研修、新卒採用職員フォロー研修及び特別指導員研修 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月16日 | 株式会社マネジメント サービスセンター 東京都渋谷区代々木1-47-9 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、新規採用職員に対し、入構時に社会人としての基本的行動や基礎的知識を習得させ(導入研修)、また入構半年後に上半期の業務行動を振り返り、不足するビジネススキルを習得させる(フォロー研修)のために、また同職員を職場で指導・育成する指導員に対し、指導するためのスキルを習得させる(指導員研修)ことを目的として研修を行う業務である。 本業務について企画競争手続(平成27年1月29日公示)により契約相手方を選定し、同社と契約したものである。 | 4,965,300 | 4,111,020 | 82.79% | --- | - | - | - | - | |
| 事務所賃貸借 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月16日 | 株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | --- | - | - | - | - | - | |
| 金融・地域・経済データに係るデータベース | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月16日 | 株式会社日本経済新聞デジタルメディア 東京都千代田区大手町1-3-7 | 会計規程第25条第1項 本件は、機構の営業推進、事業運営に資する地域別データベースの構築に必要な情報サービスの提供を受けるものである。 機構では、平成13年4月以降、企業財務、景気動向、金融市場、マクロ経済全般、産業統計、地域(土地・人口・世帯、就業構造、県民経済計算、所得・労働力調査、事業社数、金融、生活・文化、住宅着工、地価など)の調査分析を、同社から提供されるデータにより行ってきており、継続して蓄積してきた地域別データベースとの連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものである。 | 2,671,574 | パッケージ料金 210,600円/月ほか | 100.00% | --- | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 2,671,574円 |
| 引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保95回住宅金融支援機構債券) | 理事長 穴戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月17日 | 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 メリルリンチ日本証券株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-9-7 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成25年12月13日公示)による評価を行って主幹事務補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 358,128,000 | 358,128,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 登記事項証明書等交付手数料 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月18日 | 東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 | 会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。 | 11,250,000 | 11,250,000 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 与信ポートフォリオ管理システムの業務アプリケーション保守運用業務 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月19日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都千代田区神田錦町1-19-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステムの保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。 当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。 | 10,342,080 | 10,342,080 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 事務所賃貸借 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月20日 | 日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | 契約当事者間の約定により非公表 | 契約当事者間の約定により非公表 | --- | --- | - | - | - | - | |

| 工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当役等の氏名及びその所属の所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募) | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率(%) | 公益法人の場合 | | | | | 備考 |
|----------------------------|-----------------------------|------------|--|--|-------------|-------------------------|---------|--------------|-------------|---------|--------------|------|-------------------------------|
| | | | | | | | | 再就職の役員の数(機構) | 再就職の役員の数(国) | 公益法人の区分 | 国又は都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 一般乗用旅客自動車供給(タクシー) | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月23日 | 東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13 | (企画競争) 会計規程第25条第1項 本件は、機構の役員が業務上の必要によりタクシーを利用する場合に、運送サービスを受けるための契約である。 本業務について、企画競争手続(平成27年1月16日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 4,658,975 | 初乗り 730円/2Kmまで ほか | 100.00% | --- | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 4,658,975円 |
| 官報公告の掲載業務 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月24日 | 株式会社共栄広告社 東京都千代田区神田錦町3-8 | (公募) 会計規程第25条第1項 本件は、独立行政法人国立印刷局が発行する官報に公告を掲載する業務を委託するものである。官報の掲載料金については、「官報公・広告掲載料金表」により価格が一に定められていることから、公募を実施し、同社と随意契約したものである。 | 11,199,124 | 945円/行 | 100.00% | - | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 11,199,124円 |
| 金融情報サービスの利用 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月26日 | 株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町2-1-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクロースの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行するために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。 | 8,328,096 | 8,328,096 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 文書管理システムの保守管理 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月26日 | コクヨS&T株式会社 東京都港区港南1-8-35 | 会計規程第25条第1項 文書管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者にソフトウェアの仕組み等を明らかにすることはできないことから、保守管理を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。 | 5,688,662 | 5,688,662 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 平成27年度の広告実施 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月30日 | 株式会社日本経済広告社 東京都千代田区神田小川町2-10 | (企画競争) 政府調達規程第11条第2号 本件は、平成27年度におけるフラット35に関する広告を実施するものである。 本業務について、企画競争手続(平成26年12月12日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。 | 600,000,000 | 599,999,998 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 登記情報サービスの利用 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月31日 | 一般財団法人民事務協 会 東京都千代田区内神田1-13-7 | 会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。 | 12,081,223 | 利用料金 337円/件 | 100.00% | --- | - | - | - | - | 単価契約 総支払予定額 12,081,223円 |
| ALMリスク分析に係る運用支援業務 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月31日 | みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区麹町2-4-1 | 会計規程第25条第1項 本件は、住宅ローンの期限前償還予測を精緻化するために平成20年度に構築した新时期前償還モデル及び当該モデルを用いたキャッシュフロー展開に係る運用支援業務を委託するものである。 当該モデルに係る著作権は同社に帰属しており他に開示することは不可能であることから、本件に係る運用支援業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。 | 5,443,200 | 5,443,200 | 100.00% | --- | - | - | - | - | |
| 事務所賃貸借 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月31日 | 関電不動産株式会社 大阪府大阪市北区中之島6-2-27 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | | 契約当事者間の約定により非公表 | | --- | - | - | - | - | |
| 事務所賃貸借等 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月31日 | 春日興産合同会社 大阪府吹田市桃山台3-29-6 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | 3,815,544 | 賃料 217,806円/月 ほか | 100.00% | - | - | - | - | - | 総支払予定額 3,815,544円 |
| 事務所賃貸借等 | 契約担当役 橋寿彰 東京都文京区後楽1-4-10 | 平成27年3月31日 | 株式会社第一ビルディング 東京都中央区京橋2-4-12 | 会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。 | | 契約当事者間の約定により非公表 | | --- | - | - | - | - | |

(注)
会計規程第30条の2に基づく公表である。